

農業者年金で 老後の備えを

問 広川町農業委員会 ☎ 0943-32-1841



「農業者年金」6つのメリット

① 加入資格は3つだけ

② 「積立方式」で安心設計

③ 自由に保険料を設定

④ 終身年金で
80歳まで保証

⑤ 税制優遇だから
節約効果が大

⑥ 若い担い手への
国庫補助あり

① 加入資格は以下の3つだけ

- ・ 20歳以上 60歳未満である
- ・ 年間 60 日以上農業に従事している
- ・ 国民年金の第 1 号被保険者である

※保険料の納付を免除している人は、加入できません。

② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」

農業者年金は、加入者が自らの保険料を積み立てる「積立方式」です。積み立てた保険料は運用され、毎年の付利額（運用収入）によって将来受け取る年金額が決まります。

③ 保険料の設定は自由

月額 2 万～ 6 万 7,000 円まで、1,000 円単位で自由に設定できます。途中で見直すことも可能です。

④ 終身年金で 80 歳まで保証

終身年金で生涯受給が可能です。もし 80 歳前に亡くなった場合は、死亡一時金として遺族に支給されます。

⑤ 税制面の優遇

支払った保険料の全額（1 人最大 80 万 4,000 円）が社会保険料控除の対象となります。受け取る年金も公的年金控除の対象となり、65 歳以上であれば最大 120 万円が全額非課税となります。

⑥ 保険料への国庫補助制度

認定農業者など一定の要件を満たす人の保険料を、国が助成します（月額最大 1 万円）。同一家族（経営）内で要件を満たせば、何人でも補助の対象となる可能性があります。

Q. 保険料の納付方法は？

A. 申し込みのときに指定された口座から、毎月 23 日（毎月納付）または毎年 12 月 23 日（前納納付）に自動振替で引き落とされます。前納納付は翌年 1 年分の保険料を一括して納付するため、割引があります。

Q. 加入の相談はどこにしたらいい？

A. 農業委員会または最寄りの JA へご相談ください。



農業委員と農地利用最適化推進委員を 紹介します

☎ 広川町農業委員会 ☎ 0943-32-1841

7月20日(月)、農業委員、農地利用最適化推進委員が渡邊町長と大石会長から任命を受けました。任期は令和2年7月20日～令和5年7月

19日までです。

今後、農地利用の集積・集約化、遊休農地の解消、新たな担い手の促進などを重点的に取り組みます。



農業委員

農業委員会の会議に出席し、農地法に基づく許可などについて審議します。



農業利用最適化推進委員

担当地区で、農地パトロールや意向調査などの現場活動を中心に取り組みます。

